

千葉県報

号外
令和8年3月31日

主要目次

- 教育委員会規則
千葉県奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則
収用委員会告示
千葉県収用委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示
教育委員会訓令
千葉県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令
県立学校に勤務する単純な労務に雇用される者の給与等に関する規程の一部を改正する訓令
教育委員会教育長訓令
千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の一部を改正する訓令
監査委員訓令
千葉県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令
訓令・収用委員会訓令
千葉県収用委員会事務局行政文書規程の一部を改正する訓令

教育委員会規則

千葉県奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県教育委員会教育長 杉野 可愛

千葉県教育委員会規則第三号

千葉県奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県奨学資金貸付条例施行規則（昭和四十年千葉県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。
別記第二号様式を次のように改める。

第二号様式（第二条第一項及び第三条）

奨学生推薦書

※印のところは、該当のものを○で囲むこと。

氏名	中学校名	中学校 ※ 在学 卒業
在学学校	※全日制 定時制 通信制	科 第 学年 立 学校
表記の者は、修学意欲があり、かつ、性行が正しい者であり、千葉県奨学生として適当な者と認め、推薦いたします。		
年 月 日	校長	職印
千葉県教育委員会 兼		

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

収用委員会告示

千葉県収用委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

千葉県収用委員会会長 小見山 大

千葉県収用委員会告示第一号

千葉県収用委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示

千葉県収用委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉県収用委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に

<p>規定する電子署名</p> <p>ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名</p> <p>ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名</p> <p>第五条第二項中「により処分通知等」の下に「（当該処分通知等を書面等により行うときに押印を要することとされているものその他の当該処分通知等の性質等から電子署名を要するものと認められるものに限る。）」を加え、「当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項」を「その情報を同項」に改め、同項に次のただし書を加える。</p> <p>ただし、委員会の定める方法により当該処分通知等に係る事項に係る情報が記録された電磁的記録の真正な成立を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>第五条第三項中「電子署名」の下に「及び前項ただし書に規定する措置」を加える。</p> <p>第七条第一項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改め、同項に後段として次のように加える。</p> <p>この場合において、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三十三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、令和八年四月一日から施行する。</p>	<p>り、第二号を第一号とし、同表保健体育課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。</p> <p>二 安全管理の総括を行うこと。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、令和八年四月一日から施行する。</p> <p>県立学校に勤務する単純な労務に雇用される者の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。</p> <p>令和八年三月三十一日</p> <p>千葉県教育委員会教育長 杉野 可愛</p> <p>千葉県教育委員会訓令第三号</p> <p>県立学校に勤務する単純な労務に雇用される者の給与等に関する規程の一部を改正する訓令</p> <p>県立学校に勤務する単純な労務に雇用される者の給与等に関する規程（昭和五十年千葉県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第六条の見出しを「（第二種初任給調整手当等）」に改め、同条中「扶養手当」を「第二種初任給調整手当、扶養手当」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、令和八年四月一日から施行する。</p>
<p>教 育 委 員 会 訓 令</p> <p>千葉県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。</p> <p>令和八年三月三十一日</p> <p>千葉県教育委員会教育長 杉野 可愛</p> <p>千葉県教育委員会訓令第二号</p> <p>本 庁 教育事務所 教育機関</p> <p>千葉県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令</p> <p>千葉県教育委員会処務規程（昭和三十五年千葉県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附 則</p> <p>別表第一 三 その他の事務の表児童生徒安全課の項部長専決事項の欄中第一号を削</p>	<p>千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。</p> <p>令和八年三月三十一日</p> <p>千葉県教育委員会教育長 杉野 可愛</p> <p>千葉県教育委員会訓令第一号</p> <p>県立高等学校</p> <p>千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の一部を改正する訓令</p> <p>千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程（昭和五十一年千葉県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条第二項及び第四条第二項中「別表第一の摘要の六」を「別表第一県立学校の項の摘要の七」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、公示の日から施行する。</p>

監査委員訓令

千葉県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和八年三月三十一日

千葉県監査委員 小倉 明
千葉県監査委員 川口 明浩
千葉県監査委員 實川 隆
千葉県監査委員 坂下 しげき

千葉県監査委員訓令第一号

千葉県監査委員事務局

千葉県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

千葉県監査委員事務局職員服務規程(平成十七年千葉県監査委員訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「定年退職」を「退職」に、「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項」を「職員の定年等に関する条例(昭和五十九年千葉県条例第一号)第十三条」に改める。

第二号様式(第三条第一項)

(職員き章)



直径 12ミリメートル

色 地及び県章は黒色、縁及び県章の輪郭は金色

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第三条第二項ただし書の改正規定及び次項の規定は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 退職に引き続き職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年千葉県条例第二十七号)附則第七項、第八項、第十五項又は第十六項の規定により採用された場合は、改正後の千葉県監査委員事務局職員服務規程第三条第二項ただし書に規定する退職に引き続き職員の定年等に関する条例(昭和五十九年千葉県条例第一号)第十三条の規定により採用された場合とみなして、同項ただし書の規定を適用する。

訓令・収用委員会訓令

千葉県収用委員会事務局行政文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和八年三月三十一日

千葉県 知事 熊谷 俊人
千葉県収用委員会会長 小見山 大

千葉県 訓令第一号

千葉県収用委員会事務局

千葉県収用委員会事務局行政文書規程の一部を改正する訓令

千葉県収用委員会事務局行政文書規程(昭和六十三年千葉県・千葉県収用委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号を削る。
第三十二条の二第一項中「主務課の職員又は通信機器の操作等を担当する」を削り、同条第三項を次のように改める。
3 前項の規定により電子署名を付す場合にあっては、事務局長又は事務局長が指名する者は、当該電子署名を付す電子文書の確認をしなければならない。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

購読料

本号

一部

一二円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八